

千葉県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成23年11月18日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	山	浦		衛
同	橋	本		登

23千総総第1679号
平成23年11月16日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 山浦 衛 様
同 橋本 登 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成21年度監査報告第1号、平成21年度監査報告第10号、平成21年度監査報告第12号、平成22年度監査報告第7号、平成22年度監査報告第8号、平成22年度監査報告第10号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

報告書番号 22 監査報告第 10 号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 公の施設の指定管理者</p> <p>ア 財団法人千葉県保健医療事業団</p> <p>(ア) 事業報告書を適正に作成すべきもの</p> <p>基本協定書第 21 条の規定によると、指定管理者は、毎事業年度終了後 30 日以内に、事業報告書に管理業務に関する収支決算書を添付して市に提出しなければならないとされており、事業報告書には、管理業務の実施状況等を記載するものとされている。</p> <p>しかしながら、事業報告書を確認したところ、診療業務についての記載はあるが、備品等保守管理業務並びに診療費等の使用料及び手数料の徴収に関する業務の実施状況の記載が無かった。</p> <p>指定管理者においては、基本協定書に基づき事業報告書を適正に作成されたい。</p>	<p>財団法人千葉県保健医療事業団における指定管理業務の事業報告書については、平成 23 年 3 月に健康部長から同事業団に対し、備品等保守管理業務並びに診療費等の使用料及び手数料の徴収に関する業務の実施状況等、報告事項を遺漏なく記載した上で提出するよう指導した。</p> <p>これを受け、同事業団は、平成 22 年度の事業報告書を適正に作成し、市に提出した。</p>